

富山市子ども読書活動推進計画

平成16年10月

富山市教育委員会

富山市子ども読書活動推進計画の策定にあたって

子どもにとって読書は、広い世界を知り、心の世界を豊かに育み、大きな楽しみを与えてくれるものです。日々成長する子どもの健やかな人間形成の上で、読書はきわめて大切です。

このたび、富山市では、子どもがあらゆる機会と場所において、本と親しみ、自主的に読書が行えるよう読書環境の整備を図るため、「富山市子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

これは、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月成立・公布)や「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成14年8月閣議決定)を踏まえ、平成15年11月に「富山県子ども読書活動推進計画」が公表されたのを受けて策定したものです。

この推進計画にご理解をいただき、家庭、地域、図書館、学校など、それぞれの立場で、子どもの読書活動を推進する指針としてご活用いただくことを期待しております。

終わりに、この推進計画の策定にあたり、多大なご尽力を賜りました富山市子ども読書活動推進計画策定委員の皆様をはじめ、日頃の活動を踏まえた貴重なご意見をお寄せいただきました方々に、厚くお礼申し上げます。

平成16年10月

富山市教育委員会

教育長 吉川 實

目次

1.はじめに	2
2.基本の方針	3
3.子どもの読書活動推進のための具体的方策	3
(1) 子どもの読書活動推進のための環境の整備	
ア 公立図書館の整備・充実	
イ 学校図書館の整備・充実	
ウ 家庭・地域、公立図書館、学校の協力体制の確立	
(2) 家庭、地域、公立図書館、学校における子どもの読書活動の推進	7
ア 家庭・地域における子どもの読書活動の推進	
イ 公立図書館における子どもの読書活動の推進	
ウ 学校における子どもの読書活動の推進	
(3) 啓発広報等	10
ア 「子ども読書の日」を中心とした啓発広報	
イ 大人にすすめたい児童図書の普及	
ウ 子どもにすすめたい図書の普及	

富山市子ども読書活動推進計画の体系図

子どもの読書活動推進事業

家庭

地域

図書館

学校

環境の
整備

読書活動
の推進

啓発
広報

- 1 公立図書館の整備・充実
 - (1) 施設・設備の整備・充実
 - (2) 図書館資料の充実、司書の配置
 - (3) 読み聞かせボランティアの育成
- 2 学校図書館の整備・充実
 - (1) 読書センター機能の整備・充実
 - (2) 学習情報センター機能の充実
 - (3) 人的環境の整備・充実
- 3 家庭・地域、公立図書館、学校の協力体制の確立
 - (1) 家庭・地域
(保育所・幼稚園・児童館)
 - (2) 図書館（学校や学校図書館、保育所・幼稚園・児童館、地域との連携）
 - (3) 学校
(家庭や地域との連携)

- 1 家庭・地域における読書活動の推進
 - (1) 保育所の取組
 - (2) 幼稚園の取組
 - (3) 児童館の取組
 - (4) 公民館、児童文化センター、保健所・保健福祉センター、子ども文庫、ボランティアなどの取組
- 2 公立図書館における読書活動の推進
 - (1) 読み聞かせやおはなし会の開催
 - (2) 学級招待・学校訪問の実施
 - (3) 保育所・幼稚園の園招待と定期巡回
- 3 学校における読書活動の推進
 - (1) 読書指導の実施
 - (2) 教員研修の充実

- 1 「子ども読書の日」を中心とした啓発広報
- 2 大人にすすめたい児童図書の普及
- 3 子どもにすすめたい図書の普及
 - (1) 展示会の開催
 - (2) ブックリストの発行
 - (3) ブックフェアの開催



1 はじめに

「子どもの読書活動」は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。 <子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律154号）第2条参照>

幼児期には、心のこもった人間らしい豊かな言葉をたくさん聞いて育つことが必要です。言葉が言葉を呼び、イメージがイメージを発展させ、感動という大きなうねりの中で、子どもの心を振幅させるためには、保護者など子どもにとってより身近な大人たちによる、絵本の読み聞かせやお話が重要だといわれています。

子どもたちの読書習慣は、まず、日々の暮らしの中から始まるものと認識しております。公立図書館は、暮らしの中の読書を保障する中心的な施設として、より整備し充実していかなければなりません。

子どもが成長していく過程の中で、自ら課題を見だし、考え、判断し、表現し、課題を解決することのできる資質や能力を育むものとして、読書が大きな役割をはたします。

学校図書館は児童・生徒にとって、読書に対する興味・関心を一層高め、読書習慣の定着を図るための最も身近な教育施設として、整備し拡充していかなければなりません。

富山市子ども読書活動推進計画は、このような課題を見据えた中で策定しました。

計画の期間は、平成16年度から20年度までの5ヵ年としていますが、新市が誕生した後も、継続的に見直していきます。

国の動き

「子どもの読書活動の推進に関する法律」

公布・施行 平成13年12月 （子ども読書の日 4月23日）

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」

策定・公表 平成14年8月

県の動き

「富山県子ども読書活動推進計画」

策定・公表 平成15年11月

2 基本的方針

- (1) 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実
- (2) 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進
- (3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

3 子どもの読書活動推進のための具体的方策

(1) 子どもの読書活動推進のための環境の整備

ア 公立図書館の整備・充実

(ア) 図書館の施設・設備の整備・充実

a 中央館、分館、自動車文庫による全域サービス

図書館では昭和48年に「富山市における図書館サービス網整備方策報告書」を作成し、中央館1館、分館15館、自動車文庫3台(165ヵ所巡回)による全域サービスを展開しています。

また、平成15年12月からとやま市民交流館図書サービスコーナー(CiC3階)を設けています。

b 児童室の設置

図書館では昭和45年の開館当初から子どもへのサービスを重点項目の一つとして掲げ、児童室や子どもがおはなしを楽しむ「おはなしの部屋」等の拡充を図っています。

c その他情報化への対応

平成元年に中央館及び自動車文庫でコンピューターの運用を開始し、平成2年全館のオンラインが完成しました。平成14年インターネット開放端末を中央館に4台、平成15年とやま市民交流館図書サービスコーナーに10台設置して、子どもたちに対する情報活用能力の推進にも努めています。

(イ) 図書館資料の充実

a 蔵書の現状と収集計画

図書館では、現在約60万冊の蔵書があり、そのうち児童書の蔵書冊数は約17万冊です。すべての子どもに読書の保障をするために、文字情報やデジタル情報など多種多様な読書媒体の提供に努めていきます。

b 学校図書館支援のための資料充実

総合的な学習やレファレンスサービスを支援するために、新聞記事の切り抜き、テーマに添ったパンフレットや冊子、電子図書の資料収集等を積極的に進めていきます。

c 園文庫のための資料充実

乳幼児の大半が保育所や幼稚園に入園している今日、園児の読書環境の整備を支援するため、園文庫による団体貸出の拡充を図っていきます。

(ウ) 司書の配置

司書は子どもの成長過程を理解し、図書資料の選択・収集・提供、読書相談、読書の動機付け等、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。

図書館では、窓口サービスにたずさわる職員は全て司書の有資格者を配置し、子どもたちの要求に答えられるよう努めています。更に、司書職員の資質・技能の向上を図るため、館内研修を一層充実し、県内外で行われる研修に積極的に参加し、より児童奉仕活動の専門性を高めるよう努めていきます。

(主な研修)

- ・館内での読み聞かせ・ストーリーテリング研修、レファレンス研修
- ・県図書館協会が実施する公共図書館全県研究集会
- ・県立図書館と県図書館協会が協賛して実施する図書館職員研修会
- ・東海北陸地区公共図書館協議会が実施する東海北陸地区公共図書館研究集会
- ・日本図書館協会が実施する全国公共図書館研究集会
- ・日本図書館協会が実施する児童図書館員養成講座
- ・文部科学省が実施する図書館司書専門講座
- ・財団法人東京子ども図書館等が開催する民間団体の講座

(I) 読み聞かせボランティアの育成

子どもたちに対する新たな図書館サービスを展開していくために、必要な知識・技能を持ったボランティアの育成を図り、活動の場の提供にも努めていきます。

イ 学校図書館の整備・充実

(ア) 読書センター機能の整備・充実

a 学校図書館蔵書の整備・充実

小中学校において、児童生徒のより一層の主体的・積極的な学習活動と読書活動が展開できる場として、多様な興味・関心にこたえる魅力的な蔵書を整備・充実させていくことが必要であり、計画的な整備が図られるよう努めていきます。

b 蔵書管理とネットワーク化されたシステム(CASA)の導入

学校図書館の蔵書情報のデータベース化を図ることによって、貸出が簡便になると

ともに、各種資料の検索、多様な興味・関心にこたえられる蔵書の整備等を行うことができます。また、今後は他校の学校図書館等とネットワーク接続を図ることによって、蔵書の共同利用や各種資料の検索などを行うことも視野にいれ、調査・研究を行います。

(イ) 学習情報センター機能の整備・充実

a 教育・学習資料の整備

児童生徒の主体的・積極的な学習を支えるために、学校図書館では現在、蔵書の充実が進められております。また、子どもたちの自主的な学びを支えるために、学校図書館には多種多様な学習資料が整備されていることも必要です。テーマに添ったパンフレットやリーフレット、視聴覚資料等の充実に努めていきます。

b 学校図書館の情報化

現在、学校図書館にはコンピューターが備えられています。また、学校内LANの整備やインターネットアクセスの高速回線化により、学校図書館からインターネットを利用して、学習情報を得ることができるようになっています。

また、富山市教育センターでは、富山市内の映像などをデジタル化してイントラネット上で提供したり、マルチメディア教材を各学校に貸出したりするなど、学校図書館の情報センター機能を支援しています。

c 学校図書館の学習環境整備

教科や総合的な学習の時間における子どもたちの学習を支援するため、学校図書館に学習コーナーを設置する学校が増えています。これは、子どもたちの学習内容に対応する資料を準備し、コーナーを設けるもので、学校によって様々な取組がなされています。

(ウ) 人的環境の整備・充実

a 司書教諭の配置

司書教諭には読書指導と学習情報の充実を推進する中核的役割が期待されています。司書教諭は他の教員と同様に、学級担任や教科指導の教諭の職務を兼ねており、教員を中心となって具体的にどのように取り組んでいくことができるのか、実践的な研究を進めていく必要があります。

本市では12学級以上の規模の学校すべてに、司書教諭が配置されています。更に、学級数11以下の学校においても司書教諭の配置が進められており、平成15年度は、小学校49校中40校、中学校18校中13校で、司書教諭の配置が行われています。

b 学校図書館司書の配置

学校図書館司書は、学校図書館で司書業務を行うために配置されています。本市では学校図書館司書の主な職務を、次のようにしています。

- ・図書館の利用に関すること
- ・図書の選書、登録、廃棄に関すること
- ・その他学校図書館の運営に関すること

既に全部の小中学校に学校図書館司書が配置されています。今後、学校図書館司書がすべての小中学校に週2回以上巡回することを目指して、増員を図っていくことが計画されています。

ウ 家庭・地域、公立図書館、学校の協力体制の確立

子どもの読書活動を支援するため、家庭・地域・図書館・学校が連携して読書活動を推進することが必要です。そのために、以下のような連携・協力体制の確立に努めます。

(ア) 家庭・地域（保育所・幼稚園・児童館）

家庭でも読書が生活の中に位置づけられ継続して行われるよう配慮していくことが必要です。そのために、保育所・幼稚園・児童館などが保護者に読書の必要性について会合や便りなどでつねに呼びかけていきます。

(イ) 図書館

a 学校との連携

自動車文庫の学校乗り入れ

中央館・分館から離れた地区にある小学校18校を定期巡回し、本の貸出をしています。

b 学校図書館との連携

(a) 学校図書館に対する資料の支援

学校図書館におけるレファレンスサービスに対する資料の支援を行います。

(b) 学校図書館司書

学校図書館司書と定例的に情報交換会の開催を行います。

c 保育所・幼稚園・児童館との連携

(a) 親子サークル等に講師派遣

乳幼児健全育成事業の一環として行っている親子サークル等へ講師を派遣し、絵本の紹介や読み聞かせなどを行います。

(b) 園文庫

資料を補うために、図書館から保育所や幼稚園へ団体貸出を行います。

d 地域との連携

(a) 「市役所出前講座」に講師派遣

絵本の楽しさを伝えるため、地域へ出かけ絵本の紹介や読み聞かせ等を行います。

(b) 子ども文庫へ本の貸出

地域で活動している子ども文庫に対し、団体貸出を行います。

(ウ) 学校

a 家庭や地域との連携

学校は方針や状況を知らせるために、「学校だより」を積極的に発行しており、この中や「読書だより」で子どもの読書について保護者への理解と協力をお願いする例が多くあります。今後もこのような取組を、継続し発展させていかなくってはなりません。

また、富山市PTA連絡協議会はブックリストの発行などを行っており、学校はPTA等と連携を一層深めながら子どもの読書が日常生活で根を下ろすように働きかけていくことが大切です。

(2) 家庭、地域、公立図書館、学校における子どもの読書活動の推進

ア 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

子どもが自主的に読書を行うようになるには、乳幼児から読書に親しむ環境作りが必要です。日常の生活を通して読書習慣が形成されるよう、保育所・幼稚園・児童館等が家庭と相互に協力を図り、次のような活動を行っていきます。

(ア) 保育所の取組

- a 遊びの中に絵本の読み聞かせを通して、言葉や感性を豊かにする環境作り
- b 親子サークルを開催し図書館へ読み聞かせのための講師を依頼
- c 図書館（中央館・分館・自動車文庫）の図書利用の促進（本の貸出や読み聞かせ）
- d 保育所文庫・図書館園文庫の貸出
- e 保育士の読み聞かせ等に関する資質向上のための研修への参加
- f 地域ボランティアと園児との絵本作りや読み聞かせの実施

(イ) 幼稚園の取組

- a 読み聞かせの推進と幼児が主体的に絵本等に親しむ環境設定の工夫
- b 読み聞かせや絵本指導についての園内研修（題材選びや方法の工夫）の実施
- c 子育て支援事業における親子サークルや預かり保育での絵本等の活用
- d 図書館（中央館・分館・自動車文庫）の図書利用の促進（本の貸出や読み聞かせ）

(ウ) 児童館の取組

- a 親子サークル・行事などにおける読み聞かせ
- b 大型絵本の読み聞かせ（児童館まつり・お楽しみ会など）
- c 親子及び子ども同士で自由に読み聞かせる場の設定（図書コーナーの整備）
- d 詩の教室の実施
- e 親子サークルにおける絵本作り

(I) その他

公民館、児童文化センター、保健所・保健福祉センター、子ども文庫、ボランティアはそれぞれの特性に応じた取組を行います。

イ 公立図書館における子どもの読書活動の推進

図書館は、豊富な資料を有効に活用し、子どもたちの読書に対する興味や意欲を高めるために次のような活動を行います。

(ア) 読み聞かせやおはなし会の開催

中央館・分館においては、乳幼児と保護者、未就学児、小学生を対象にしたもの等、さまざまな年齢に応じたプログラムによるおはなし会を行います。

(イ) 学級招待の実施

中央館・分館におけるサービスエリア内の小学校2年生を対象に、図書館の利用の仕方や本の楽しさを体験することで、読書への導入を図ります。

(ウ) 学校訪問の実施

中央館・分館におけるサービスエリア内の小学校1・2年生を対象に図書館職員が学校に出向き、おはなしや本の紹介を行い、学級招待と関連付けながら継続的な読書普及活動を実施していきます。また、自動車文庫においても巡回をしている小学校の2年生を対象に学校訪問を行っていきます。

(エ) 保育所・幼稚園の園招待と定期巡回

図書館では、中央館・分館におけるサービスエリア内の保育所・幼稚園の園児を招待し、読み聞かせや紙芝居等を行い、本の貸出をします。

自動車文庫では、保育所・幼稚園への定期巡回を行い、絵本の読み聞かせや貸出しをします。

ウ 学校における子どもの読書活動の推進

(ア) 子どもの読書活動の推進と読書指導の充実

a 読書指導の実施

学校は主に国語や学級活動の時間を活用し、児童生徒の発達過程に応じて、読書指導を計画的にすすめています。

また、学校図書館司書による図書館利用オリエンテーションや本の紹介を通して子どもと本が出会える機会を積極的に作っています。今後、一層、組織的で計画的な読書指導が進められるように、努めていかなければなりません。

b 一斉読書（朝読書・全校読書等）の取組

特別に時間を設定して行う学校や学級での一斉読書（朝読書・全校読書等）が広がり、形態の違いはありますが、市内の約8割の小中学校が取り組んでいます。

子どもが本を読む楽しさにふれる場の一つとして、更に内容の充実を図っていく必要があります。

c 図書委員会の活動

小中学校の図書委員会では、年間を通して様々な活動を行っており、活動例として次のようなものがあります。

- ・ 図書の貸出、返却の受付を行う。
- ・ 朝活動の時間などに、低学年に絵本の読み聞かせを行う。
- ・ 給食時の学校放送や集会、図書館の掲示等で、新刊本やお薦めの本の紹介、読書に関するアンケートやクイズなどを行う。
- ・ 各学年でよく読まれている本の紹介を行う。
- ・ 図書選定に参加し、代表として購入希望を考える。

このように、司書教諭や学校図書館司書とともに、子ども自ら読書活動の推進を行うことにより、子どもにとって身近な図書館作りを進めることができます。

(イ) 教員研修の充実

a 学校図書館教職員講習会

学校図書館担当教職員の資質と指導力の向上を図ることをねらいとして、県と共催で「学校図書館教職員講習会」を実施しており、本市の教職員も積極的に参加しています。

b 内地留学制度

教員の内地留学制度は「教職員を県内外の大学及び研究機関に派遣し、新しい指導方法、情報、資料、技術などを導入し、広く富山市立小・中学校教育の充実・向上に資する」という趣旨で行われているものです。

学校図書館教育についても、この制度による希望者を募り、富山大学などに教員を派遣しています。

c 富山市学校図書館司書研修

学校図書館司書は研究会組織を作り、研究会を実施し、資質の向上に努めています。

これとは別に、新規採用者の学校図書館司書には、年間2回の研修を行っています。

研修会の種類や回数、受講者を増やすことだけではなく、研修成果を各学校内で確実に広げることが大切です。

(3) 啓発広報等

ア 「子ども読書の日」を中心とした啓発広報

「おはなしワールド」の開催

「子ども読書の日」(4月23日)は、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行うために設けられたものです。

富山市では、図書館を中心として「子ども読書の日」に保育所・幼稚園を訪問し、園児たちへおはなしの世界の楽しさを伝えるために「おはなしワールド」を開催しています。

今後さらに図書館では、学校、保育所、幼稚園、民間団体等との連携を図りながら「子ども読書の日」を中心とする事業の拡大に努めます。

イ 大人にすすめたい児童図書 の普及

(ア) 図書館では、子どもと子どもの本を理解するための「大人にすすめる50冊の本」のブックリストを作成・配布します。

(イ) 図書館では、このブックリストを用いた出前講座を実施していきます。

ウ 子どもにすすめたい図書の普及

(ア) 展示会の開催

図書館では、「こどもの読書週間」にあわせ、前年1年間に出版された新刊児童図書の中から図書館が推薦する本を選び展示した「読んでみよう子どもの本展示会」を開催します。

その他、「子どもの本貸出ベスト100」をはじめ、毎月テーマに添った展示会を開催し、子どもにすすめたい図書の紹介に努めます。

(イ) ブックリストの発行

- a 図書館では、1年間に出版された児童書の中から特に優れた作品を紹介する対象別ブックリスト「ビーだま」を作成、配布します。(「えほん版」「小学校1・2・3年生版」「小学校4・5・6年生版」「中学生版」)
- b 図書館では、図書館だより「わくわく本だな」を毎月作成、配布し、新着図書の情報提供に努めます。
- c 図書館では、乳幼児期からの読書の大切さを保護者の方々に理解してもらうための啓発リーフレットを作成、配布します。
- d 図書館では、これらブックリストやリーフレットをホームページでも公開します。
- e 児童館では、児童館だより(月1回発行)などに、推薦図書及び内容などを掲載します。

- f 保育所では、保育所便り、クラス便りや連絡帳などで子どもが絵本に親しみ、お話の世界を楽しんでいる姿を伝え、家庭でも親子で絵本を通して触れ合っ欲しいことを伝えます。
- g 富山市PTA連絡協議会では保護者の立場から子どもにすすめたい図書のブックリストを作成、配布します。

(ウ) その他

- a 保健所では、「マタニティママ&ベビーフェスティバル」において読み聞かせの実演や絵本の展示コーナーを、随時設置します。
- b 保健所・保健福祉センターでは、乳幼児健康診査で、絵本の展示コーナーを設置しています。
- c 子どもの読書にかかわる民間団体では積極的に子どもにすすめたい図書のブックフェア等を行います。

富山市子ども読書活動推進計画策定までの経緯

1. 富山市の推進計画策定の経緯

15年

2月 8日 第1回 子どもの読書活動推進協力者会議の開催

5月～6月 子どもの読書環境の現況調査

9月 6日 第2回 子どもの読書活動推進協力者会議の開催

11月11日 第1回 子どもの読書活動関係各課の連絡会議の開催

12月18日 第2回 子どもの読書活動関係各課の連絡会議の開催

16年

4月 5日～23日 公募による委員の募集

5月26日 「第1回富山市子どもの読書活動推進計画策定会議」の開催

6月15日～30日

パブリックコメント募集

件数：57通（県外1通）

要望項目：公立図書館関係 9項目

学校関係 12項目

その他 5項目 計26項目

7月15日 「第2回富山市子どもの読書活動推進計画策定会議」の開催

* 策定会議やパブリックコメントで出された意見の中で、今回の推進計画に盛りこめなかった事柄については、次回の「富山市子どもの読書活動推進計画」において再度検討します。

9月 7日 定例教育委員会に「富山市子どもの読書活動推進計画」報告

9月24日 市議会「経済教育委員会」に「富山市子どもの読書活動推進計画」報告

10月 末 公表（読書週間中）

2. 国や県の動き

9年 6月 「学校図書館法」の改正（15年から司書教諭の配置）

11年 8月 「子ども読書年」国会決議

12年 5月 「国際子ども図書館」開設（14年5月5日全面開館）

13年12月 「子どもの読書活動の推進に関する法律」制定

14年 8月 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」閣議決定

15年11月 「富山県子どもの読書活動推進計画」策定・公表

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する法律案に対する附帯決議(衆議員)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

富山市子ども読書活動推進計画策定会議 設置要綱

(目的)

1. 「子どもの読書活動の推進に関する法律」の趣旨に基づき、富山市における総合的な読書環境の整備を図るため、富山市子ども読書活動推進計画策定会議（以下「策定会議」という）を設置する。

(所掌事務)

2. 策定会議は、次の事務を所掌する。
 - (1) 富山市子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
 - (2) その他必要な事項に関すること。

(構成等)

3. 策定会議は、学識経験者、子どもの本に関わる各種団体代表者、公募による委員等、別表に定める委員で構成する。
 - (1) 委員長は互選とし、会務を統括する。
 - (2) 副委員長は、委員長が指名し、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - (3) 策定会議は、委員長がその議長となる。

(任期)

4. 委員の任期は、富山市子ども読書活動推進計画策定までとする。

(設置期間)

5. 策定会議の設置期間は、設置の日から策定の日までとする。

(招集等)

6. 策定会議は委員長が招集する。

(庶務)

7. 策定会議の庶務は、富山市立図書館において担当する。

(補足)

8. この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成16年5月26日から施行する。

富山市子ども読書活動推進計画策定会議委員名簿

任期：平成16年5月26日～平成16年7月31日

	氏名	職名等	備考
学識経験者	新里眞男	富山大学附属中学校長	委員長
富山文庫連絡協議会	呉羽まゆみ	雄山高校非常勤講師	副委員長
富山図書館を考える会	江藤裕子	保育専門学院非常勤講師	
富山おはなしの会	堀 幸子		
富山市PTA連絡協議会 良書をすすめる会	高野知代	良書をすすめる会副委員長	
書店商業組合(中田図書販売)	平井真人		
公募による市民	堀地はるみ		
公募による市民	黒澤史津乃		

(計8名 敬称略)

行政関係

児童館	永原圭子	中央児童館主査
保健所健康課	若松裕子	保健師
公立保育所	土井美和子	東部保育所副所長
公立幼稚園	高見泰子	呉羽幼稚園副園長
学校図書館司書の会	蛸谷 撰	堀川小・水橋中部小担当

事務局

教育委員会	榊山一芽	学校教育課主幹
教育委員会	金田安弘	生涯学習課主幹
図書館	武埴二郎	図書館長
	小川勝広	副館長
	高峯美紀子	副主幹
	若崎浪子	児童奉仕係長
	牧田真和	児童奉仕係

富山市子ども読書活動推進計画

発行年月 平成16年10月

発行 富山市教育委員会

編集 富山市立図書館

〒930-0085 富山市丸の内1-4-50
076-432-7272